

## 令和3年2月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和3年2月25日（木）  
 2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室  
 3. 出席委員 農業委員12名  
 （コロナ禍により農業委員のみの招集）

会長	1番	松村 勘兵衛					
会長職務代理	2番	中村 栄治					
農業委員	3番	牧野 元恵	8番	田中 政男			
	4番	酒井 清泰	9番	山内 百合子			
	5番	笠松 邦造	10番	山口 拓雄			
	6番	北山 謙治	11番	前田 壽夫			
	7番	須見 則雄	12番	平泉 節子			

4. 欠席委員  
 5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第58号	農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第59号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第60号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定）	可決
議案第61号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第62号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第63号	現況証明願いについて	可決
議案第64号	農作業標準料金について	可決

- （報告事項） （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 （2）農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 多田 喜代彦  
 書記 山本 典子 係長 川村 聖市

## 7. 会議の概要

- 事務局 ただいまから令和3年2月定例農業委員会を開催いたします。  
本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、農業委員のみの出席となっております。  
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 松村会長 会長あいさつ。  
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行い、協議事項はありません。  
また「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」にもとづき、会議を開催いたします。委員各位には拙速な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。終了予定は、遅くとも午後2時30分を予定しています。
- 事務局 ありがとうございます。これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
- 議長(会長) これより本日の会議に入ります。事務局から2月分の経過報告を申し上げます。  
事務局 それでは、2月分の経過報告をいたします。  
議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を 9番 山内 百合子 委員 10番 山口 拓雄 委員の両名にお願いします。  
これより議事に入ります。日程第1  
議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について、事務局より説明願ひます。
- 事務局 それでは 議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見についてご説明いたします。
- 議長(会長) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願ひます。  
山口委員 先般、2月18日に現地確認をいたしました。写真のとおり雪で覆われていますが、農地でございまして問題ありません。以上です。
- 議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより 議案第58号 について採決いたします。  
議案第58号 は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
- 全員 異議なし  
それでは、議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
- 議長(会長) 続きまして、日程第2  
議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明願ひます。
- 事務局 それでは、議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてご説明いたします。
- 議長(会長) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願ひます。  
牧野委員 2月18日に現地確認を行いました。4頁の写真は雪で覆われていますが、夏には耕作しているのを確認しております。かつ土地改良区から外れており、何ら問題ないと考えます。
- 議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより 議案第59号 について採決いたします。  
議案第59号 は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし  
 議長(会長) それでは、議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。  
 続きまして、日程第3  
 議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（賃借権の設定）について、を議題とします。  
 事務局より説明願います。  
 事務局 それでは、議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（賃借権の設定）について、ご説明いたします。  
 議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。  
 山内委員 ①～③は期間が短いですが、理由はあるのでしょうか。  
 事務局 ①と②につきましては、理由は聞いておりません。③につきましては、耕作条件が悪く1年ごとの契約にするとのごことでございます。以上でございます。  
 北山委員 ⑧については、78歳ということですが、契約は10年となっていますが大丈夫ですか  
 事務局 10年後は88歳ということで、契約期間の確認をいたしました。10年間を希望されるということでした。  
 北山委員 88歳になったらトラクターに乗れないのではないですか。本人希望と言っても無理があると思います。息子さんがいるのでしょうか。  
 酒井委員 借受人は、遅羽でも耕作をされています。実際の作業は息子さんとお孫さんがされています。この方は宗教に入っていて作り方が少し独特で、草刈りも年に数回でして、周囲は困っている部分もあります。  
 議長(会長) 実際は息子さんとお孫さんがしていても、名義はお父さんということはあると思います  
 山内委員 理由がわかればよいのです。わからないという回答では困ります。  
 田中委員 農地の借入は、ずっと以前よりでしょうか。近年でしょうか。  
 事務局 この数字は、以前からのものも最近のものも含めた数字です。  
 議長(会長) 農業主は、父親のままということなのだと思います。とりあえずは、父親の名前にしていますが、最終的には変更されるのではないのでしょうか。  
 北山委員 遅羽では正当な管理をしていないとのことですが、宗教なのですか。若猪野でも不満が出るのではないのでしょうか。  
 議長(会長) 周りの耕作者の承諾を得て、申請がされる訳ではありません。とりあえず貸付人は了承されております。  
 北山委員 通常の管理ができないのなら、農業委員会がなぜ認めたのか、ということにはなりません。まして新規ですから、若猪野地区から不満が出ないのでしょうか。  
 議長(会長) こちらは更新です。ずっとこれまでも借りていたのです。農業委員会としては、拒否する理由がありません。当人同士が更新を望んでいますし、年齢制限はありません。  
 中村代理 ⑨について、農業委員会として調査していますか。  
 事務局 ⑨については、これまでも農業公社の新規チャレンジ事業として活用されており、新しい特産品の開発を目指して、行者にんにくやウドなどの作付けを行っております。現在、広めるところまでは至っておりませんが、特産品を目指して開発してゆくのごことでございます。  
 議長(会長) 他にご意見、ご質問ございませんか。  
 ないようですので、これより議案第60号 について採決いたします。  
 議案第60号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
 全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（賃借権の設定）については、承認することに決しました。

続きまして、日程第4

議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）および、日程第5

議案第62号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について を議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）および議案第62号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について ご説明いたします。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

笠松委員 北郷ファームの経営面積は、今回の申請を足したものでですか。

事務局 今回の申請地も含まれています。今年度分はこの数字でございます。北郷ファームは新規でございますので、わかりやすく数字を示しました。

牧野委員 北郷ファームの代表が、自分の個人名義の田を北郷ファームに貸していますが、これは成り立つのでしょうか。

事務局 個人と、北郷ファームは別人格ですので、成り立ちます。

牧野委員 農機具などは、どのようにされるのですか。

事務局 石川さんの持っている農機具を北郷ファームにリースするという形を取ります。

山内委員 23頁の20番ですが、賃料が安いのですが、間違いではないのですね。下段の田と比べても安いと感じたのですが。

事務局 賃料については、統一基準があります。その結果の金額です。面積に応じるのではなく農地の現況に応じて算出しています。

議長(会長) 他にご意見、ご質問ございませんか。

ないようですので、これより議案第61号 について採決いたします。

議案第61号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）については、原案どおり承認することに決しました。

続きまして、議案第62号 について採決いたします。

議案第62号 は「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第62号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取については、「適当」である旨の意見といたします。

続きまして、日程第6

議案第63号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第63号 現況証明願いについて、ご説明いたします。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

田中委員 2月18日に現地確認をいたしました。①については、集落センターの敷地内であり、非農地であり間違いありません。近々この農地を集落に寄附すると聞いております。②については、写真のとおり申請地の中には、住宅、車庫、作業小屋がありまして非農地であります。④につきましては、住宅が2軒建ってまして、車を置くスペースがあります。

間違いなく非農地です。以上でございます。

山口委員 2月18日に現地確認をいたしました。車庫の出入り口であり、非農地で間違いありません。以上です。

議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。  
北山委員 ③について、この車庫は申請人の車庫でしょうか。別の人に貸していると思うのですが申請理由には自分の車庫のように書かれています。

事務局 車庫の所有者まで把握していませんが、壊して住宅を建築するとお聞きしています。  
議長(会長) 他にご意見、ご質問ございませんか。

ないようですので、これより議案第63号について採決いたします。

議案第63号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第63号 現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。

続きまして、日程第7

議案第64号 令和3年度農作業標準料金の決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第64号 令和3年度農作業標準料金の決定についてご説明いたします  
議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

笠松委員 昨年質問しましたが、そばについて県との乖離があるのは何故ですか。昨年そばは豊作で価格が下がっています。採算割れです。そういう背景から、価格を上げる理由がわかりません。耕作者の観点がないように感じます。

中村代理 策定委員会には、県や市、農家の代表も入っています。今回、そばに対して特段の意見はありませんでした。そばで生計を持つことはできません。

議長(会長) 補助金のことは再生協で考えてもらうしかありません。これはあくまで手間賃ですので単収に影響されるものではありません。単収による変動については再生協との協議になります。

笠松委員 では、県との乖離はなぜなのですか。これを目安にしている方も多くいるのです。

事務局 県の出し方は、県下16箇所の平均を取っております。勝山市は、他の作業料金と同じような計算で金額を出しています。計算方法が違うということです。

笠松委員 算出根拠が、県と市で違うのはいかがなものでしょうか。皆の目安になるのであれば、ある程度県に沿わせるのが道理なのではないでしょうか。大野市はどうなのでしょう。

事務局 大野市は県と同額です。

笠松委員 勝山市だけが突出しているのですね。他の委員方の意見も聴いてください。

議長(会長) そばについては、個人的にする方、農協を通す方、色々あるかと思いますが、策定委員会としてこの数字となりましたので、また委託者・受託者で相談いただきたいと思ひますし、その方向でお願いしたいと思ひます。

他にご意見、ご質問ございませんか。

ないようですので、これより議案第64号について採決いたします。

議案第64号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第64号 令和3年度農作業標準料金の決定については、原案どおり承認することに決しました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局	報告
議長(会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	報告
議長(会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、その他に入ります。 「農業法人研修会」等についてについて、事務局より説明願います。
事務局	説明
議長(会長)	他に、ご意見。ご質問等ございませんか。 3月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	次回は、3月25日(火) 午後1時30分から、開催予定としております。
議長(会長)	2月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
中村代理	閉会のことば

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛 ⑩ 9 番 山内 百合子 ⑩

10 番 山口 拓雄 ⑩